

広島県告示第千百七十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
小型乗用自動車 トヨタ・カルディナ 塗装 青色
登録番号 広島五〇〇 の 六七三〇
車体番号 ST一九五―〇〇一四〇一六
- 二 当該工作物が放置されていた場所
三次市三次町三六七番二地先（二級河川江の川水系馬洗川）
- 三 当該工作物を除却した日時
平成十九年六月十三日 午前十時
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
平成十九年六月十三日 午前十時
- 五 当該工作物の保管場所
三次市十日市南六丁目三番八号 旧三次出張所敷地内
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所
所在地 三次市十日市西六丁目二番一号
電話（〇八二四）六三一四一二一